

報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	土地に対して課する固定資産税の現行の負担調整措置を3年延長する等とした地方税法の改正が平成24年3月31日に公布、翌4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、平成24年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。

【関係法令】 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）

【改正内容】 <市民税（個人）関係>

- 東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の特例（付則第23条関係）

東日本大震災により住宅が滅失し、特例により継続して住宅ローン控除を受けている者が、新たに住宅の再取得をして住宅ローン等の金額が発生した場合には、以前の家屋等の住宅ローン控除額と再度取得した家屋の住宅ローン控除額を合計して控除できる制度を創設したもの。

<固定資産税関係>

- 課税標準の特例（付則第10条の2関係）

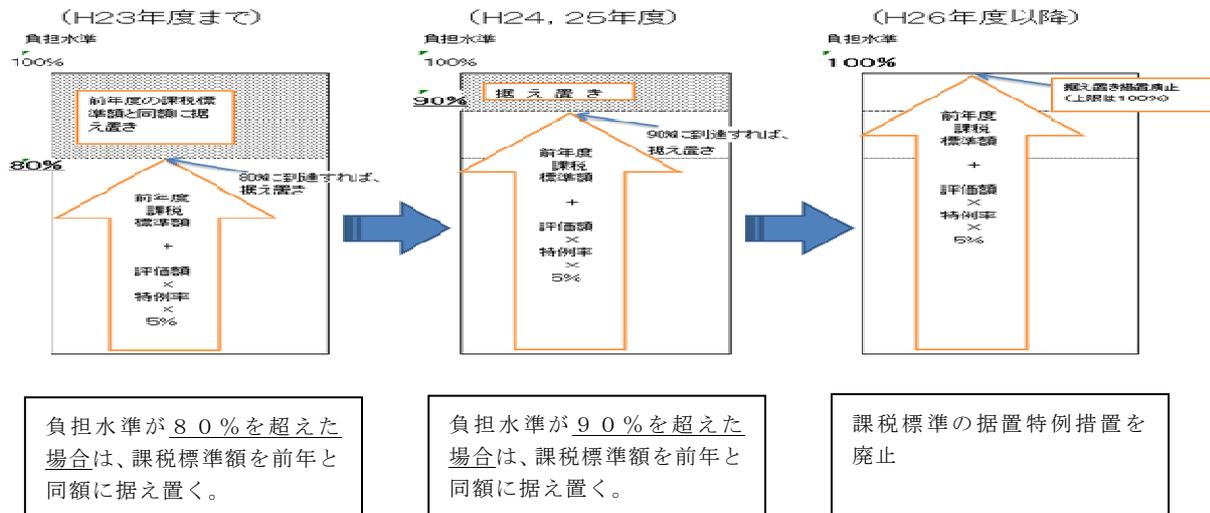
例 工場等に設置されている冷却棟

・下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した一定の除外施設について、地方税法に定める課税標準の4分の3とする（地方税法で定める範囲内において条例で規定）

三田市→該当なし

・特定都市河川浸水被害対策法に規定する一定の雨水貯留浸透施設について、地方税法に定める課税標準の3分の2とする（地方税法で定める範囲内において条例で規定）

- 土地に係る負担調整措置（付則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第13条、第13条の3、第14条、第15条、改正条例付則第3条関係）



※原則として、現行（平成21年度～平成23年度）の負担調整の仕組みを3年延長するもの。ただし、住宅用地に係る課税標準据置特例措置は、上記図のとおり経過措置を講じる。

- 幼稚園・図書館・博物館に係る非課税（付則第21条の2関係）

幼稚園・図書館・博物館に係る非課税措置の対象に「特定移行移行一般社団法人等（特例民法法人から移行した一般社団法人・財団法人で非営利等一定の要件に該当する法人）」が追加されたことに伴い、非課税措置の適用を受ける場合の申請手続の規定を整備するもの（現在三田においては該当なし）

【施行期日】 平成24年4月1日

【経過措置】 市民税及び固定資産税（別段の定めがあるものを除く。）→改正後の規定は、平成24年度以後の年度分について適用し、平成23年度分については、なお従前の例による。